

19. 参考資料

《過去に発出した通知、講習会資料等（抜粋）》

24一宮高福発第313号

平成25年3月8日

介護保険における適切な福祉用具貸与について（通知）

平素は介護保険業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり、介護保険における福祉用具貸与（介護予防を含む。以下同じ。）は、居宅において利用者の日常生活上の便宜を図るとともに、介護者の負担の軽減を図るものとされているところです。

そのため、介護保険サービス事業所の利用者が事業所内で使用する福祉用具については、原則として当該サービス事業所が用意することとなり、利用者や家族に福祉用具貸与等により用意させることは適切ではありません。

つきましては、下記の事項に留意の上、運営基準を遵守した適切なケアマネジメントの実施に努めてくださいますようお願いいたします。

記

1. 福祉用具貸与は、利用者の居宅において使用されるべきものであること。
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第193条）
2. 短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等において、各サービスを提供するために必要な福祉用具は、当該サービス事業所で備えること。
（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第124条、
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第67条 等）
3. 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、上記1、2に留意の上、適切に居宅サービス計画を作成すること。

25一宮高福発第314号
平成26年3月6日

認知症対応型共同生活介護事業所における事業所の車両を使った
通院介助にかかる費用徴収の取扱いについて（通知）

平素は介護保険業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、認知症対応型共同生活介護事業所の事業所の車両を使った通院介助にかかる費用徴収について、事業所ごとの考え方に差異があることから、改めて厚生労働省に確認したところ、本市の取扱いを見直す必要があることがわかりました。

つきましては、今後の本市における事業所の車両を使った通院介助にかかる費用徴収については、下記のとおり取扱うこととさせていただきますので、趣旨をご理解の上、適正な運用をお願いします。

記

1. 認知症対応型共同生活介護における通院介助については、利用者に対する日常生活上の援助に当たることから、介護報酬（保険給付）に含まれ、認知症対応型共同生活介護が提供する介護サービスの一環として行われるべきものです。

よって、事業所の車両を使った通院介助にかかる費用については、協力医療機関であるか否かを問わず、介護報酬とは別に利用者から徴収することはできません。

2. 現在、事業所の車両を使った通院介助にかかる費用を徴収している事業所については、平成26年6月末日までを移行期間としますので、利用者・家族等への説明等必要な対応を行ってください。

平成26年7月1日以降は、事業所の車両を使った通院介助にかかる費用の徴収は認められません。

看護小規模多機能型居宅介護事業所
についても同様です。

26一宮高福発第94号
平成26年6月16日

小規模多機能型居宅介護事業所における事業所の車両を使った
通院介助にかかる費用徴収の取扱いについて（通知）

平素は介護保険業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国のQ&A（平成18年9月4日）によると、「小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる指定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助も含まれる。」とされております。よって、利用者に通院介助の必要がある場合には、当該事業所の職員が訪問サービスにより通院介助を行うこととなり、その場合には、必要性を適切にケアプランに位置づけるとともに、事前に契約書や重要事項説明書に実費相当額の料金徴収に関して明示し、利用者及び家族等に同意を得ておく必要があります。

つきましては、今後の本市における事業所の車両を使った通院介助にかかる費用徴収の取扱いについて、厚生労働省に確認した上で下記のとおり整理しましたので、趣旨をご理解の上、適正な運用をお願いします。

記

- 1 通常の事業の実施地域内における、事業所の車両を使った通院介助にかかる費用については、介護報酬（保険給付）に含まれるため、利用者から徴収することはできません。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて、事業所の車両を使った通院介助を行う場合には、ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金のみ実費徴収できますが、運送料金（人件費、車両償却費、保険料等）を徴収することはできません。ガソリン代については、単価を適切に設定し、事業所からの走行距離等により具体的・客観的に算出する必要があります。
※協力医療機関に通院する場合は、いかなる料金も利用者から徴収することはできません。
- 3 現在、事業所の車両を使った通院介助を行っている事業所については、平成26年12月末を目途に、適正な運用に改めていただきますようお願いします。

12. 小規模多機能型居宅介護サービス利用者が入院する場合の対応について

入院により、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスのいずれのサービスも利用がなかった月の報酬算定の可否については、平成18年9月4日付「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A」問42により、「登録が継続しているなら、算定は可能であるが、お尋ねのような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮し、基本的には、一旦契約を終了すべきである。」とされています。しかし、入院時に即登録解除を行うことが現実的に困難であることから、以下のとおり取り扱いをしてください。

1. 登録中の利用者が入院した場合は、次の項目を確認し、記録に残しておくこと。

- (1) 入院先 「どの病院に入院するのか」
- (2) 入院期間 「どのくらいの入院期間が見込まれるのか」
- (3) 利用者の意向 「入院中も小規模多機能型居宅介護の登録を継続するのか」
- (4) 確認日 「いつ確認したのか」

また、以下の点について利用者・家族の了承を取っておくこと。

*実質的なサービス利用がないにもかかわらず利用者負担が生じること。

*登録解除後に事業所が登録定員に達した場合は、退院後にサービスの利用ができなくなること。

2. 入院時に月を通した入院が予見されたにもかかわらず登録を解除しなかった場合、入院期間の介護報酬を算定することはできません。

？「月を通した入院」とは？

- ①1月15日から2月15日→「月を通した入院」にはあたらない。
- ②1月1日から1月31日→「月を通した入院」にはあたらない。
- ③12月31日から2月1日あるいは、これ以上の長期間→「月を通した入院」に該当。

*入院時に月を通した入院が予見された場合は、入院日をもって登録を解除してください。

*入院期間が延長となり、その時点で月を通した入院となることが予見された場合は、延長が決定した日をもって登録を解除してください。

*退院日が確定しないまま、結果として月を通した入院となった場合は、月を通した入院が分かった日をもって登録を解除してください。